

宗教法人等の墓地に関する手続きについて

【令和7年度版】

宗教法人、公益法人、社会福祉法人が雲南市内で墓地を経営する場合において、墓地の設置、区域変更、廃止を行う場合における手続きについて記載しています。

これらの手続きは、墓地、埋葬等に関する法律（以下、「法」という）のほか、雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則（以下、「規則」という）、雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する要綱（以下、「規則」という）に基づいています。

なお、地縁団体による墓地の経営、火葬場、納骨堂については、ここでは取り上げていませんので、個別に市役所環境政策課へご相談ください。

また、個人が自己または親族のために墓地を設置する場合については、「個人墓地に関する手続きについて」を参照してください。

以下、【新たに墓地を設置する場合】、【墓地の区域を変更する場合】、【墓地を廃止する場合】、【造成工事等に関する手続き等】、【注意事項等】に分けて説明をしています。

【新たに墓地を設置する場合】

(1) 事前の協議（規則第20条）

(提出書類) 事前協議書（要綱第14条第1項）

(添付書類) ① 経営主体、計画面積、区画数、総事業費、収支予算書等を明記し

た墓地等整備概要書

② 墓地等の周囲200メートル以内の河川又は湖沼及び住宅等の状況
を明らかにした図面

③ 墓地等の区域の地籍図の写し

④ 墓地等の区域の土地登記簿謄本

⑤ 造成計画図及び施設の配置図

⑥ 公益法人等の定款、寄附行為又は規約の写し及び法人登記簿謄本

⑦ その他市長が必要と認める書類

(注意事項) 市より事前協議結果通知書（要綱第14条第3項）を交付します。

この協議結果は3年間有効です。3年を経過すると再度事前の協議が必要です。

墓地の構造上の基準は以下のとおりです。（規則第7条）

(ア) 墓地との境界を明らかにすること。

(イ) 排水設備は、土砂の流出を防止し、かつ雨水その他の地表水

が停滞しない構造を有すること。

- (ウ) 墓地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、密植した生け垣等を設けること。
- (エ) 墓地内の通路は、幅員を 80 センチメートル以上とし、かつ、砂利、敷石その他の適当な材料を用いてぬかるみとならないようすること。
- (オ) 墓地の管理上及び利用者の便宜上必要な便所、給水設備及び管理事務所等を設けること。ただし、墓地利用者が使用できる当該施設が近くにあり、宗教感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合はこの限りではない。
- (カ) 3,000 平方メートル以上の墓地については、下記の【墓地設置基準】を参照すること。

【墓地設置基準】(要綱別表第 1)

墓地面積	基準
3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	1 全墓地面積に対する公園及び緑地面積の割合（以下「緑地率」という。）は 10 パーセント以上とすること。 2 幹線道路の幅員は 3 メートル以上とする。 3 視線道路の幅員が 1 メートル以上とする。 4 墓所の 1 区画の面積は 3.3 平方メートルとすること。ただし、通路の共有部分は含まないものとする。
10,000 平方メートル以上	1 緑地率 15 パーセント以上とすること。 2 墓に接続する通路の幅員は 1 メートルを標準とすること。 3 幹線道路の幅員は 5 メートル以上とし、必要な個所には自動車の展開しうる広場を設けること。 4 支線道路の幅員は 2 メートル以上とすること。 5 墓所の 1 区画の面積は 4 平方メートル以上とすること。ただし、通路の共有部分は含まないものとする。

(2) **経営許可申請** (要綱第 8 条)

(提出書類) 経営許可申請書 (様式第 1 号)

(添付書類) ① 墓地等の周囲 200 メートル以内の河川又は湖沼及び住宅等の状況
を明らかにした図面

② 墓地等の区域の地籍図の写し

③ 墓地等の区域の土地登記簿謄本

④ 造成計画図及び施設の配置図

⑤ 墓地等の設置に関し、他の法令により許可、認可等を受け、又は
手続きが必要な場合にあっては、当該処分を受け、又は当該手続き
をしたことを証する書類

⑥ 公益法人等の定款、寄附行為又は規約の写し及び法人登記簿謄本
⑦ 墓地等の設置に関し、定款等に定められた所要の手続きを経たこ
とを証する書類

⑧ 墓地等の管理規定

⑨ 事業計画書及び収支予算書

⑩ 永代使用料及び管理料の額並びにこれらの額を定める根拠を記し
た書類

⑪ 墓地のおおむね半径 100 メートルの範囲内にある公園、学校、病
院その他これらに類する施設又は人家の管理者及び世帯主等の承諾
書

⑫ 法人及び法人の代表者又は役員（いかなる名称によるかを問わず、
これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、許可の
申請日の前 3 年以内に法第 20 条から第 22 条までの規定により処罰
されたことがないことを証する書類

(3) **工事の着手の届出** (規則第 22 条)

(提出書類) 工事着手届出書 (様式第 20 号)

(4) **造成工事標識の設置** (規則第 24 条)

(提出書類) 墓地等造成工事標識 (様式第 22 号)

(5) **工事の変更の届出** (規則第 23 条)

(提出書類) 工事変更届出書 (様式第 21 号)

(添付書類) ① 変更事項が確認できる書類及び図面

② その他市長が必要と認める書類

(注意事項) 変更の日の 30 日前までに市長に届け出ること。

(6) **工事の施工状況の報告** (要綱第 21 条)

(注意事項) 次に掲げる工程に至った時は、資料を作成し、完成後に墓地等
工事完了届に添付して提出すること。

- ① 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組み立てが完了したとき 寸法、形状及び位置
- ② 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法、形状及び位置
- ③ 擁壁等の高さが計画高の 2 分の 1 に達したとき 壁体の厚さ 又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設置した場合は透水層の厚さ
- ④ 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の設置後、土砂の埋め戻し直前になったとき 形状及び位置
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、工事の完了後、外部から確認できなくなる箇所の施工段階に達したとき 寸法、形状及び位置

(7) **工事完了検査等** (規則第 25 条)

(提出書類) 墓地等工事完了届出書 (様式第 23 号)

(注意事項) 工事が完了した日から 15 日以内に届出を行うこと。

市において、検査を実施します。(事業者、経営者、現場責任者等の立ち合いが必要です。)

検査に合格しない場合は、墓地の使用はできません。

検査合格時には、工事完了検査済通知書により通知します。

(5) **許可等の標識の設置** (要綱第 12 条)

(注意事項) 規則第 16 条により表示が義務付けられている。

(6) **墓地等管理者届出書** (要綱第 13 条)

(提出書類) 墓地等管理者届出書 (様式第 15 号)

(注意事項) 法第 12 条により設置及び届出が義務付けられている。

【墓地の区域を変更する場合】

(1) **墓地区域等変更許可申請** (要綱第 9 条)

(提出書類) 墓地区域等変更許可申請書 (様式第 4 号)

- (添付書類)
 - ① 公益法人等の定款、寄附行為又は規約の写し及び法人登記簿謄本
 - ② 墓地等の設置に関し、定款等に定められた所要の手続きを経たことを証する書類
 - ③ 墓地等の管理規定
 - ④ 事業計画書及び収支予算書
 - ⑤ 永代使用料及び管理料の額並びにこれらの額を定める根拠を記した書類

- ⑥ 墓地のおおむね半径 100 メートルの範囲内にある公園、学校、病院その他これらに類する施設又は人家の管理者及び世帯主等の承諾書
 - ⑦ 法人及び法人の代表者又は役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、許可の申請日の前 3 年以内に法第 20 条から第 22 条までの規定により処罰されたことがないことを証する書類
 - ⑧ 変更により墓地等でなくなる区域がある場合については、改葬計画書。ただし、当該区域を引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営するものがある場合を除く。
 - ⑨ そのほか市長が必要と認める書類
- (注意事項) (ア) 墓地を拡張する場合は、事前に相談をしてください。
(拡張として変更申請で扱うのか、新規として経営の許可とするのか判断します。)
- (イ) すでに許可を受けている面積に未利用地があつて拡張する場合、申請は必要ありません。

【墓地を廃止する場合】

- (1) **墓地等廃止許可申請**（要綱第 9 条）
- (提出書類) 墓地等廃止許可申請書（様式第 5 号）
- (添付書類) ① 墓地等の廃止に関して当該公益法人等の定款等に定められた所要の手続きを経たことを証する書類
- (注意事項) 基本的に経営許可を受けている墓地のすべてのお墓について改葬等の手続きが終了した場合に申請可能です。

【造成工事等に関する手続き等】

墓地を工事する場合において造成行為を伴う場合は、以下の基準に従って、手続きが必要です。

○造成工事の基準

<墓地等の工事の基準>（規則第 6 条）

造成行為に関する工事は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 造成行為に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
- (2) 排水路その他の排水施設が、雨水その他の地表水を有効に排出するとともに、そ

の排出によって造成区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。

- (3) 工事中の災害防止その他安全確保について、必要な措置が講じられていること。

<工事の技術的細目>（要綱第5条）

規則第6条第2項に規定する技術的細目は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第二章の規定を準用する。

<適用除外>（規則第10条）

次に掲げる工事については、第6条の規定は適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の都市計画区域内において行う同法第4条第12項に規定する開発行為に係る工事
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の宅地造成工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に係る工事
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法第10条の2に規定する開発行為に係る工事及び同法第26条に規定する保安林の指定の解除を伴う工事
- (4) 要綱で定める軽微な工事（⇒以下<軽微な工事>を参照）

<軽微な工事>（要綱第7条）

規則第10条第1項第4号の要綱で定める軽微な造成行為に関する工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 造成区域の面積が500平方メートル未満の工事
- (2) 切土又は盛土の高さが50センチメートル未満の工事

○造成行為に関して必要な手続き

通常の手続きに加えて、事前協議の後に造成行為の事前公開のため、標識を立てて造成計画の周知を行うこと。

また、住民から申し出があれば、説明会を開催し、その結果を市長に報告すること。

<造成行為の事前公開及び説明会>（規則第21条）

- 1 事業者又は経営者は、事前協議の後、関係機関と協議し、速やかに造成区域周辺の地域住民に造成行為に係る計画（以下この条において「造成計画」という。）の周知を図るため、当該造成区域の公衆の見やすい場所に、当該造成計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。ただし、第4条第1項第3号の規定に該当するときは、この限りではない。

2 事業者又は経営者は、造成区域周辺の地域住民から申し出があった場合は、造成計画の内容について当該地域住民に対して説明会を開催し、当該造成計画に関し理解を得るよう努めなければならない。ただし、第4条第1項第3号の規定に該当するときは、この限りではない。

3 事業者又は経営者は、前項の規定による説明会を開催したときは、要綱に定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

<造成計画の標識及び説明会の報告>（要綱第15条）

1 規則第21条第1項に規定する標識は、墓地等の造成計画の標識（様式第19号）によるものとする。

2 規則第21条第3項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。

- (1) 説明会の開催の日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 説明の概要
- (4) 地域住民の意見
- (5) その他市長が必要と認める事項

【注意事項等】

(1) 墓地を設けようとする土地については、以下の規制等があります。それぞれの手続きが必要になりますので、ご確認ください。

なお、経営許可などの手続きは、こうした規制等について許認可等を受けた場合に受け付けをします。

- ① 都市計画法
- ② 宅地造成等規制法
- ③ 森林法
- ④ ふるさと島根の景観づくり条例
- ⑤ 国土利用計画法
- ⑥ 農地法
- ⑦ 農業振興地域の整備に関する法律
- ⑧ 自然公園法
- ⑨ 建築基準法
- ⑩ 文化財保護法
- ⑪ 雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則

【問合せ先】

〒699-1392

島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市市民環境部環境政策課

電話 0854-40-1033 FAX 0854-40-1039